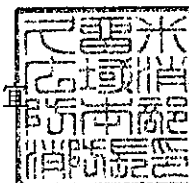




25 消防第 301 号
平成 25 年 7 月 26 日

小郡三井医師会
会長 蒲池 壽 様

久留米広域消防本部
消防長 福田 義



転院搬送ガイドラインの周知について（依頼）

盛夏の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、当広域消防行政に対して格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部における救急出動件数は、年々増加傾向にあり、平成 24 年中の救急出動件数は過去最高となる 16,922 件を記録しています。

救急出動件数については、今後も毎年 2～3% の増加が続くことが予測されることから、病院前救護体制を確保していくことが極めて厳しい状況になっております。

このようなことを踏まえ、当消防本部では転院搬送の要件や救急隊帰署時の対応等について、適正な病院前救護体制確保の観点から「転院搬送ガイドライン」（別紙）を作成いたしました。

当消防本部の限られた救急資源を効率効果的に活用し、住民の救急需要に的確に対応するためには、貴医師会の協力が不可欠であります。

つきましては、救急搬送の現状について、更なるご理解をいただきますとともに、「転院搬送ガイドライン」につきまして、各会員様に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、転院搬送ガイドラインの運用開始日は、平成 26 年 4 月 1 日としています。

久留米広域消防本部

救急防災課

担当：上野 西山

TEL：0942-38-5158

FAX：0942-38-5172

転院搬送ガイドライン

転院搬送の流れについて

—緊急性がある場合—

- ① あらかじめ転院元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- ② 119番通報を行ってください。
- ③ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いします。
- ④ 患者とともに医師等が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。
医師等の同乗が出来ない場合は、救急隊に処置等の必要な申し送りをお願いします。
- ⑤ 医師等が救急車に同乗する場合は、地域救急医療体制確保の観点から、医療機関への搬送後に当該事案に出動した救急隊の配置署所まで救急車に同乗することができるものとします。この場合、配置署所までは通常走行とすることや、帰署途上に出動指令があった場合は、その場で降車いただくことなどのほか、搬送先医療機関での引継ぎを速やかに行っていただくなど、円滑な救急業務の実施にご協力ください。

【転院搬送の要件】

- ① 当該医療機関以外の専門的な処置・治療、又は高次医療機関における処置・治療が必要であること
- ② 緊急に搬送する必要があること
- ③ 他に適当な搬送手段がないこと

—緊急性がない場合—

救急車での搬送は行いません

救急業務に該当する転院搬送の要件を満たさない要請については、医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業所をご利用ください。

なお、久留米広域消防本部では、『患者等搬送事業所に対する指導及び認定に関する要綱』を制定し、患者等搬送乗務員適任証の交付及びこれに必要な講習、認定後の事業者の責務等を定めています。これまで、当該要綱により久留米広域消防本部の認定を受けた患者等搬送事業所は5事業所ございます。

【久留米広域消防本部認定患者等搬送事業所】

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○グリーンケアステーション | ○久留米西鉄タクシー株式会社 |
| ○西日本観光タクシー有限公司 | ○川島交通自動車株式会社 |
| ○久留米タクシー株式会社（搬送事業休止中） | |